

新庄寺（長浜）県営住宅建替事業 実施方針に関する意見への回答 （追加版）

- ・ 新庄寺（長浜）県営住宅建替事業実施方針に関する意見への回答を次のとおり公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正をしています。
- ・ 意見への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、意見を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で掲示しますのでご留意ください。

令和2年（2020年）4月20日

滋賀県

■実施方針意見一覧

No	該当箇所							意見内容	回答	
	頁	数	(数)	カナ	(加)	英字	(英字)			項目
1	10	2	(4)	イ				入札参加者の参加資格要件	設計、建設、工事監理各業務の参加資格要件について、民間の資金やノウハウの活用を原則とするPFI法の活用、競争性の確保という観点から地域要件を「滋賀県内に主たる営業所を有する者」から「滋賀県内に営業所を有する者」まで拡大することを提案します。	地域要件については、変更（拡大）しません。
2	11	2	(4)	イ				入札参加者の参加資格要件	求められている建物用途の「共同住宅」については、県内の建設事情から県南部の業者に有利な条件となっており、長浜市以北では要件とされているような物件の建築実績が乏しいため、県北部の業者に厳しい内容となっている。 用途について、南北格差の少ない行政の建物や学校等の建物の実績を含められないか検討して頂きたい。	建物用途として「共同住宅」に加え、実績として南北格差の少ない「国または地方公共団体の建築物（倉庫、工場を除く）」を追加します。
3	11	2	(4)	イ				入札参加者の参加資格要件	設計企業の参加資格要件について、建設企業の数に比べ、設計企業の数が少ないためグループが組めない状況にある。 資格要件である用途「共同住宅」については、県外のデベロッパーや設計事務所の建築が殆どのため、県内の事務所に実績が無いのではないかと。また、共同住宅は県南東部に多く、北部や西部には少ないため地域格差の少ない用途を検討して頂きたい。	建物用途として「共同住宅」に加え、実績として南北格差の少ない「国または地方公共団体の建築物（倉庫、工場を除く）」を追加します。
4	11	2	(4)	イ	(イ)	a	(d)		実績の要件を緩和いただけないでしょうか。基本設計および実施設計の実績を有していることとありますが、基本設計若しくは実施設計の実績として分けてお考えいただけませんか。また、基本設計に準ずるものとして、基本計画を含めていただけませんか。	実施設計の実績のみを求めることとします。
5	11	2	(4)	イ	(イ)	a	(d)		当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限り（同日において工事中であるものを含む）とありますが、設計企業の要件ですので、入札公告日から起算して過去15年間に当該業務が完了したものに限りとお考えいただけませんか。	入札公告日の前日から起算して前15年の日から入札公告日までの間に完了したものに限りすることとします。